

「第4回 国民年金作品コンクール」

● 入賞おめでとうございます ●

国民年金制度の周知を図ることを目的とした「第4回国民年金作品コンクール」において、書道の部、6,600点の作品の中から、みごと入賞されました。



銀賞
浅田小5年 久保早希子さん



金賞
明倫小6年 阿部紗弓さん

1月の
国民年金相談日
27日(木)
午後7時まで
(場所)
住民課年金係
☎43-0211

「なに？なに？介護保険 おしえて！介護保険」 第5回

質問

要介護認定の申請は、誰が何処へどのようにすればいいのですか？

回答

申請は役場保健課の窓口で、ご本人又はご家族の方が申請していただくのが基本ですが、指定居宅介護支援事業者と介護保険施設では代行申請が認められています。

申請書は保健課にあります。

申請の時には何も持参する必要はありません。お気軽にお越しください。

質問

訪問調査は、誰がいつ行うのですか？

回答

訪問調査は、町の職員である保健婦、看護婦が申請者のご都合に合わせて訪問させていただきます。

申請されてから30日以内に介護度を決定しお知らせするようになっていきますので、訪問調査にご協力をお願いします。

国保 コーナー

交通事故にあったら届出を

交通事故など第三者から傷害を受けたときも、国保でお医者さんにかかることができます。

ただし、その医療費は被害者に過失のない限り加害者が全額負担するのが原則となっており、この場合、保険者が一時立て替えをして、あとでその立て替え分を加害者に請求します。

交通事故にあったら、すぐ警察に届け出ると同時に役場の国保担当窓口にも届け出をしてください。

忘れちゃいけない 3つのステップ

- ① 落ち着いて相手を確認する
- ② 警察に連絡する
- ③ 国保に「第三者行為による傷病届」を提出する

必要なもの

- 保険証
- 交通事故証明書 (後日でも可)
- 印かん

❖ 示談は慎重に

加害者との示談が成立してしまうと、示談の内容が優先され保険者から加害者に医療費を請求できなくなります。

また、すでに加害者から治療費を受け取っている場合には、国民健康保険証で治療を受けることができなくなりますので、注意しましょう。